（評議員用）

就任承諾書（兼誓約書）

私は、社会福祉法人旭会の評議員に選任されましたら、就任することを承諾します。

併せて、就任に際し、私は、以下の要件を満たしていることを誓約します。

なお、この記載事項について変更が生じた場合は、遅滞なく報告します。

１ 社会福祉法第40条第１項各号の欠格条項に該当しないこと。

２ 各評議員（候補者含む）に関し、社会福祉法及び同法施行規則等に定める親族等特殊関係者が含まれていない又は上限数を超えて含まれていないこと。（※）

３ 暴力団員等の反社会的勢力の者に該当しないこと。

（※）親族等特殊関係のある者が法令等に定める上限数を超えない範囲で含まれる場合は、以下に氏名と関係を記載してください。（例：理事○○○○が配偶者）

[任期]

令和７年開催の定時評議員会の終結の時から令和１１年開催の定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人旭会 理事長 殿

令和７年　　 月　　 日

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

≪欠格事項抜粋≫

社会福祉法

(評議員の資格等)

第40条 次に掲げる者は、評議員となることができない。

（１）法人

（２）心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの（精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）

（３）生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（５）第56条第8項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

２ 評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３ 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４ 評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

５ 評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになってはならない。

社会福祉法施行規則

第2条の6の2 法第40条第1項第2号（法第44条第1項、第46条の6第6項及び第115条第2項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。